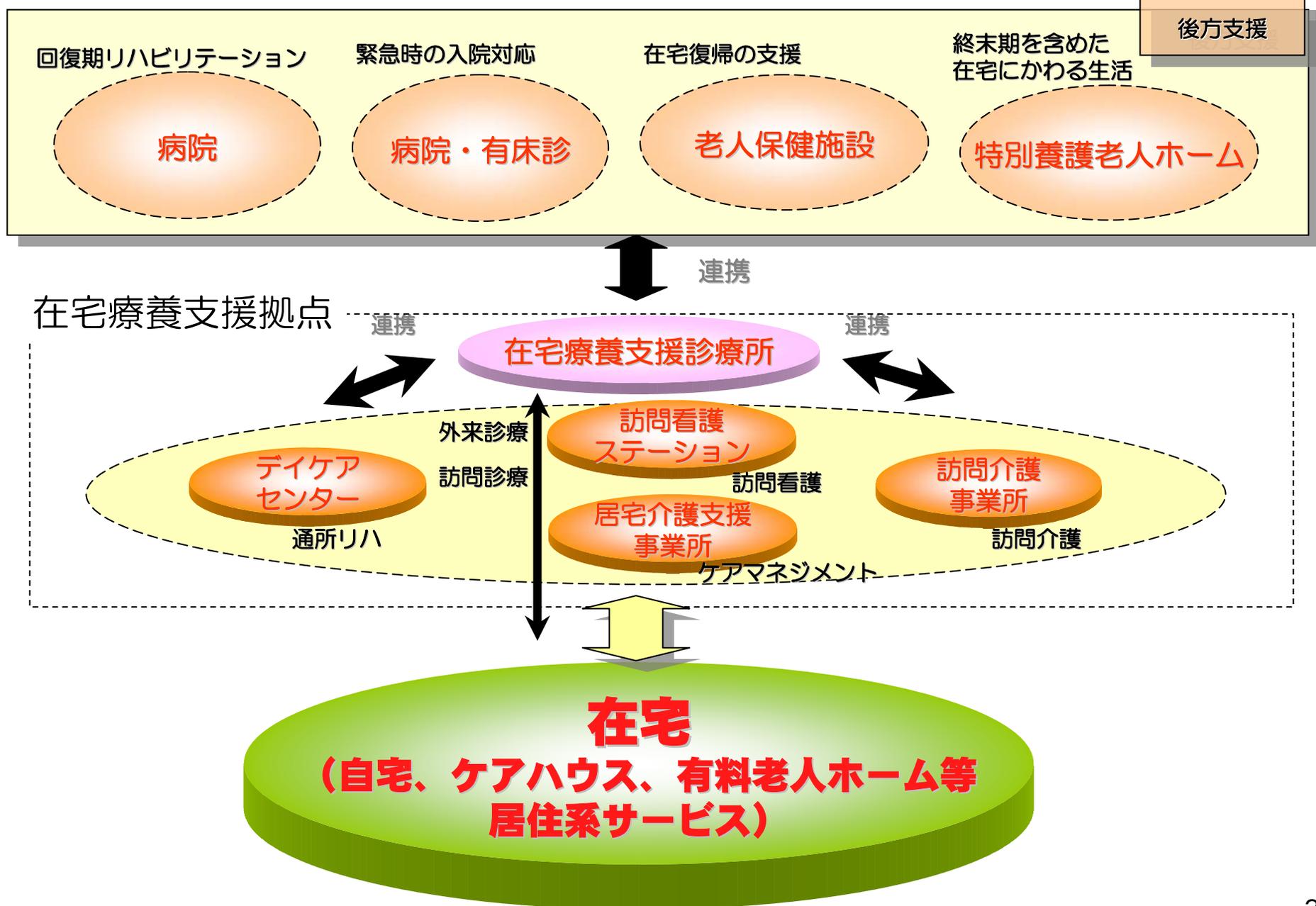


在宅療養支援拠点イメージ～地域で支えるケアの構築～



○国民健康保険の保健施設事業と市町村保健婦の連携について

(平成三年五月三一日)

(保険発第五六号)

(各都道府県民生主管部(局)長あて厚生省保険局国民健康保険課長通知)

市町村における国民の健康づくり推進事業の実施に伴う国民健康保険法第八二条に規定する保健施設のうち、被保険者の健康の保持増進のために必要な施設(以下「保健施設事業」という。)の実施に関しては、昭和五三年四月二四日付衛発第三八一号により厚生省公衆衛生局長から都道府県知事あて通知されたことに併せて、同日付で厚生省保険局国民健康保険課長より保険発第四五号「国民健康保険の保健施設について」が都道府県民生主管部(局)長あて通知されたところであるが、今般、本職から平成三年四月三〇日付保険発第四一号「平成三年度における国民健康保険の保健施設事業の助成等について」を都道府県民生主管部(局)長あて示したことに伴い、厚生省健康政策局計画課長から平成三年五月三一日付健政計第四九号「国民健康保険の保健施設事業における市町村保健婦の協力体制について」が都道府県衛生主管部(局)長あて別添(写)のとおり通知されたところである。

については、貴職におかれても管下市町村及び国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に対し、本事業が円滑に実施されるよう、左記に留意の上指導方よろしく願いたい。

記

- 1 国民健康保険の保健施設活動については、昭和五三年の前記両通知の趣旨に沿い、都道府県衛生主管部(局)による保健婦活動の総括的な指導のもとで市町村保健婦と十分に連携して実施するよう指導するものであること。
- 2 国民健康保険の保健施設事業を的確に推進するため国保連合会が市町村保健婦等を指導し、あるいは研修を行う場合、今後とも、昭和五三年の前記両通知の趣旨を踏まえ衛生主管部(局)と事前に十分協議するよう指導すること。
- 3 国民健康保険の保健施設事業を円滑に推進するために必要な保健婦の活動が得られるよう、市町村保健婦の確保について衛生主管部(局)に要請を行うこと。

別添

国民健康保険の保健施設事業における市町村保健婦の協力体制について

(平成三年五月三一日 健政計第四九号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生)

(省健康政策局計画課長通知)

市町村における国民の総合的な健康づくり対策の推進を図るため、厚生省公衆衛生局長より昭和五三年四月二四日付け衛発第三八一号「市町村における健康づくり実施体制の整備等について」が都道府県知事あて通知されるとともに、厚生省保険局国民健康保険課長より同日付け保険発第四五号「国民健康保険の保健施設について」が都道府県民生主管部(局)長あて通知され、

国民健康保険の保健施設事業についても市町村保健活動の一環として取り扱われてきたところである。

今般、厚生省保険局国民健康保険課長から「平成三年度における国民健康保険の保健施設事業の助成等について」(平成三年四月三〇日付け保険発第四一号)が都道府県民生主管部(局)国民健康保険課(部)長あて、別添(抜粋)のとおり通知されたが、国民健康保険の保健施設事業は対象地域の同一性、事業内容の関連性等にかんがみ、今後においても市町村保健活動の一環として展開していく必要があり、このためには保健婦の協力、指導が不可欠なものである。

一方、保健所にあっても、管内各市町村の行う本事業及び健康づくり施策が健全に運営されるよう指導、協力及び援助を行うことが必要である。

については、貴職におかれては左記に留意の上、本事業の円滑な実施について遺憾のないようご配慮願いたい。

なお、本件については、保険局国民健康保険課と協議済みであるので、念のため申し添える。

記

- 1 国民健康保険の保健施設事業は、昭和五三年に示された前記両通知の趣旨に沿い、市町村保健活動の一環であるとの認識のもとに、都道府県保健婦は本事業が円滑に推進されるよう指導調整を行うとともに、市町村保健婦は本事業の実施に協力するものであること。
- 2 国民健康保険の保健施設事業を円滑に推進するため、民生主管部(局)及び国民健康保険団体連合会等関係団体と相互に連絡調整を図るとともに、市町村に対しては、本事業に必要な保健婦の確保等について協力、指導を行うこと。
- 3 市町村保健婦等に対する指導、研修等については、衛生主管部(局)が総括することとされていることから、国民健康保険の保健施設事業を円滑に推進するため、国民健康保険団体連合会が市町村保健婦等を指導する場合は、衛生主管部(局)の事前に十分協議することとされたこと。

別添 略